

令和5年度認可外保育施設におけるPCR検査キットによる検査マニュアル

【概要】

(1) 目的

ハイリスク者である医療的ケア児が在籍する認可外保育施設において、児童等の感染が判明した際に、保健所による濃厚接触者の特定及び検査が即時に実施されない場合、感染拡大を未然に防止するため、PCR検査を実施する。

(2) 検査実施期間

令和5年5月8日(月)から令和5年6月30日(金)まで

※ 令和5年6月29日(木)までに都委託事業者に到着した検体について、検査を実施します。

(3) 検査対象者

保育所等において、新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した際、従前(※)の保健所の疫学調査により濃厚接触者やその周辺の検査対象者と特定される可能性の高い児童・職員のうち、検査時点で無症状の者(かつ児童については、保護者の同意を得た者)。

なお、検査対象者は、別紙1「検査対象者の考え方について」に基づき、原則、施設等において特定。

※ 新型コロナウイルス感染症が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年10月2日法律第114号)における「新型インフルエンザ等感染症(いわゆる2類相当)」に位置付けられていた令和5年5月7日までの時点を指す。

(4) 検査方法

唾液検体採取キット(綿棒により口腔内から唾液を採取する方式)を使用した、検体の自己採取によるPCR検査

※ 検査結果で陽性の可能性がある場合は、別添「令和5年度 保育所等におけるPCR検査の実施についてQ&A(令和5年5月8日版)」を参照の上、必要に応じて医療機関にご相談ください。

なお、小児や基礎疾患のある方については、症状が安定していても、原則、医療機関を受診して診断を受けることが望ましいと思われます。

(5) 検査機関

医療法人社団綾和会 間中病院

【PCR検査事務の流れ】

1 PCR検査キットによる検査対象者の特定

保育施設において、新型コロナウイルス感染症の感染者が発生し、保健所による濃厚接触者の特定及び検査が即時に実施されない場合、PCR検査キットによる検査を希望する施設等は、別紙1「検査対象者の考え方について」に基づき、各施設等において検査対象者を特定してください。

PCR検査キットの配布数は検査対象者分のみとなり、予備分の配布はありません。検体の採取等がうまくいかず追加の配布が必要な場合は改めて配布申込みをしてください。

## 2 PCR検査キットの配布

### (1) 配布申込み

別紙3「保育施設におけるPCR検査キット配布申込書」に記入の上、下記申込先までメールにて提出してください。

申込書をメールで送付いただく際には、速やかに対応するため、必ずその旨を電話にて連絡いただきますようお願いいたします。

<配布申込先>

東京都福祉保健局少子社会対策部保育支援課民間保育援助担当

メールアドレス：[ninkagaihoiku@section.metro.tokyo.jp](mailto:ninkagaihoiku@section.metro.tokyo.jp)

電話：03-5320-4131

### (2) 配布方法

配布申込みの際に以下のいずれかを選択してください。

#### ア 東京都から施設等に送付

送付を希望される場合には、原則届出されている施設の住所宛送付いたします。

施設以外の住所に送付を希望する場合には、申込書にその旨を記載してください。

配布申込みをいただいてから施設等に届くまでに数日かかります。

#### イ 直接配布

以下の配布場所において直接受け取っていただくことも可能です。

<配布場所>

東京都庁第一本庁舎28階北側

新宿区西新宿二丁目8番1号

<配布対応時間>

平日の午前9時から午後5時30分まで

※ 必ず事前に配布申込みを行い受取日時の調整をした上で御来庁ください。

※ 土日祝日等閉庁日に、メール等で配布申込みをいただいた場合には、受取日時の調整も含めて翌開庁日以降の対応となりますので御了承ください。

※ 濃厚接触候補者に該当する方の来庁はご遠慮願います。

## 3 保護者、職員へのPCR検査キット配布

### (1) 保護者、職員への配布

各施設等は、できる限り速やかにPCR検査キットを保護者、職員に渡してください。

配布に当たっては、別紙<参考様式1>「検査キット配布管理簿」等により、検査キットの配布・発送状況や検査結果を管理していただくようにしてください。

(2) 検査キットを保護者、職員へ配布する際の注意点

- ① 配布する検査キットの中身一式（下記「検査キット内容物」）を保護者等と一緒に確認してください。

※ 詳しい使用方法は、別紙4「PCR検査検体採取・発送方法のご案内」（以下「手順書」という。）及び説明動画を参照してください。

<採取の仕方、梱包方法等の説明動画>

URL : <https://youtu.be/SQxEGh0kLpQ>

- ② 検体採取で使用する資材を保護者や職員に配布してください。
- ③ 各施設等は、検査手順、検査結果の取扱いや登園自粛の考え方等について、別紙参考様式2「保護者へのお知らせ文」等により、保護者等へ概要の説明を行ってください。
- ④ あわせて、PCR検査を受検すること及び検査結果に関する個人情報の取扱い等について、別紙参考様式3「保護者同意書」等により、保護者の同意を確認してください。

4 検体採取、取りまとめ（詳しくは、手順書及び説明動画を参照してください。）

(1) 唾液検体の自己採取

配布した検査キットを用いて、児童については自宅において保護者が児童の唾液検体を、職員については職場において自身の唾液検体を、それぞれ採取します。

検体採取の仕方について、手順書や説明動画等により、保護者や職員へ案内してください。

主な注意事項抜粋

- (ア) 唾液採取の30分前から飲食、歯磨きやタバコは控えてください。
- (イ) 綿棒の綿球部分を舌下に入れ、2分ほど唾液をしみこませてください。綿棒に十分に唾液をしみこませることで、検査に必要な量の唾液を採取できる仕様になっています。採取の際、綿棒を喉まで入れる必要はありません。
- (ウ) B「不活化液」入りの容器の中の液体は、捨てたり、飲み込んだりしないように注意してください。（この液体は、新型コロナウイルスを不活化させる液体です。）

(2) 検体の取りまとめ

各施設等において、検査キット配布の翌日等、期限を設けて保護者や職員から検体の提出を受けてください。

## 5 検体発送

詳しくは、手順書及び説明動画を参照してください。

## 6 検査結果の通知

### (1) 結果通知

検査結果は各施設等にメールで通知されます。メールが届くアドレスは「検査依頼書」に記載したアドレスとなります。検査結果は、検査機関に正午までに到着した検体については翌日、午後に到着した検体については、翌々日を目途に通知されます。

なお、土日祝日の到着分については、上記より遅れて結果が通知される場合があります。

### (2) 結果通知の見方

データにパスワードが設定されておりますので、検査キット配布時に同封する「別紙5」に記載のパスワードを入力して確認してください。陽性、陰性、どちらの場合もなくまで可能性であり、確定ではありませんので御注意ください。また、唾液採取時に検査に必要な量が採れていない等の場合、検査不能という結果が出る場合もありますので御了承ください。

## 7 検査キット使用状況の報告

(1) 検査結果の通知後、別紙3「認可外保育施設におけるPCR検査キット配布申込書」の下部に検査キットの使用状況等を記入の上、東京都宛メールで送付してください。その際、未使用（未開封）の検査キットがある場合には、東京都に返送願います。

(2) 検査を実施する予定で検査キットの配布を受けた後に事情の変化により検査を実施しなくなった場合にも、別紙3「認可外保育施設におけるPCR検査キット配布申込書」の下部に検査キットの使用状況等を記入の上、メールで送付していただくとともに、未使用の検査キットを東京都に返送してください。

(3) (1) (2)により未使用の検査キットを東京都に返送いただく際の費用については、各施設にて御負担いただきますようお願いいたします。

### <使用状況等報告の送付先>

東京都福祉保健局少子社会対策部保育支援課民間保育援助担当

メールアドレス：[ninkagaihoiku@section.metro.tokyo.jp](mailto:ninkagaihoiku@section.metro.tokyo.jp)

### <未使用検査キットの返送先>

〒163-8001

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都福祉保健局少子社会対策部保育支援課民間保育援助担当

電話：03-5320-4131